

石川県原子力環境安全管理協議会議事録

1. 日 時：平成18年11月10日(金) 10時00分～12時30分

2. 場 所：石川県庁11階1109会議室

3. 出席者：19名(名称略)、事務局、説明者他

4. 議事概要

(1) 志賀原子力発電所の運転状況等、2号機運転計画の変更、1号機第10回定期検査結果、連絡基準に基づく連絡事象について、北陸電力(株)から説明があった。

(2) 志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(平成17年度年報)(案)及び志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(平成18年度第1報)(案)について、石川県から説明があった。

(3) 志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(平成17年度第4報)(案)、志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(平成17年度年報)(案)及び年度計画の変更について、石川県から説明があった。

(4) 志賀原子力発電所2号機低圧タービン羽根損傷の原因と対策について北陸電力から、それに対する評価結果について原子力安全・保安院から説明があった。

(委員) 整流板のこれまでの使用実績は、志賀2号機のような大きい出力のものはない。大丈夫なのか。

(保安院) 一般的な話として、整流板は低圧タービンの羽根の代わりに取り付けられるものであり、取り付けることによって、羽根があった時と同様の圧力変化が生まれる。そのため、整流板へかかる力は大きい。これらの点を踏まえ、審査段階では慎重に審査していく。

(委員) 安全審査段階においては、タービンが壊れたときに周辺環境により大きな影響を与えることとして、タービンの羽根が飛んだ場合を重点的に見ている。今回の事象は、周辺環境に与える影響という観点よりも、プラントとしての信頼性が低下したことが問題。

人的ミス等が発生しているが、事業者には、自社社員だけではなく、協力会社社員からの意見等も積極的に聞き、その意見等への対応も明確にしていく必要がある。

(委員) ひび割れの発生原因について、ランダム振動とフラッシュバック現象が重畳したと表現しているが、流体现象が複合し想定外の流体加

振力が加わったと考えるべき。

(保安院)ランダム振動とフラッシュバック現象が時間的に重畳した部分では大きな力が発生するという意味で表現したものであり、今後、説明の仕方に注意する。

(5)志賀原子力発電所の耐震安全性について北陸電力から、新耐震指針の概要及びそれに対する対応について原子力安全・保安院から説明があった。

(委員)原子力安全・保安院から事業者に対し、新耐震指針に基づき、既設原子力発電所の耐震安全性の評価を実施するよう指示しているが、今後、その評価結果をどのようにして確認していくのか。

(保安院)原子力安全・保安院内に耐震・構造設計小委員会があり、その中で確認し、その結果を原子力安全委員会に報告することになる。

(委員)邑知潟断層帯のことをどのように考えているのか。また、12、3万年前以降の活断層はどのように取り扱っているのか。

(北陸電力)推本の評価と原子力発電所立地の際の指針に基づく評価は目的も違うので、必ずしも一致しない。現在、さまざまな調査を行い、分かりやすいデータを集めているところ。

12、3万年前については、能登半島には中位段丘面が広く分布している。このような信頼できる地層を元に検討していく。

(委員)新指針では「震源を特定しない地震動」について具体的な数値が明記されなかった。現在、電気協会より出されている直下M6.8程度(450ガル程度)がこれに置き換わるのではないかと考えられている。志賀発電所は旧指針の限界地震動を490ガルとしていることを考えると、概ね新指針に照らしても大丈夫かと思う。

邑知潟断層帯について、断層モデルを使用した件について、裁判の際には説明が不足とされた。今後はしっかり説明して欲しい。

(6)平成18年度第1四半期保安検査結果について、原子力安全・保安院志賀原子力保安検査官事務所から説明があった。

(7)前回の議事録(案)について、意見等があれば11月17日までに事務局へ連絡していただくこととなった。

以上